

訪問介護まごの手 訪問介護 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	特定非営利活動法人 日本福祉ネットワーク
代表者役職・氏名	理事長 山中 規光
本社所在地・電話番号	熊谷市妻沼 515 番地 1
法人設立年月日	平成 18 年 4 月 18 日

サービスを提供する事業所の概要

名 称	訪問介護 まごの手
事業所番号	訪問介護訪問介護 (指定事業所番号 1173102664)
所在地	熊谷市石原 185 番地 3
電話番号	048-520-3880
F A X 番 号	048-520-3881
通常の事業の実施地域	熊谷市・深谷市・東松山市・太田市・秩父市

(1) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日(国民の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く)

営業時間 9 時から 17:00 時まで

(2) 事業所の勤務体制

管理者 1 名(常勤)

- ・従業者と業務の管理を行います。
- ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

サービス提供責任者 1 名(常勤)

- ・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。
- ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。
- ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。
- ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。
- ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。

訪問介護員4名(常勤)

・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。

(3) 利用料

① 訪問介護

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割、2割又は3割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担になります。

● 身体介護

利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。

- ・食事や入浴、排せつの介助
- ・衣類の着脱、服薬の介助
- ・身体の清拭、洗髪の介助
- ・体位変換等

【料金表 — 基本料金・昼間 — 】

区分	1回当たりの所要時間	(単位数) 1単位 10.21 円	費用額 (10 割)	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割
身体介護	20 分未満	163	1,664 円	167 円	333 円	500 円
	20 分以上 30 分未満	244	2,491 円	250 円	499 円	748 円
	30 分以上1時間未満	387	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
	1時間以上	567	5,789 円	579 円	1,158 円	1,737 円
	1時間を超えて 30 を増すごとに	+82	837 円	84 円	168 円	252 円

● 生活援助

家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。

- ・調理食事の用意、買い物
- ・衣類の洗濯や整理、掃除
- ・薬の受け取り等

生活援助	20 分以上 45 分未満	179	1,827 円	183 円	366 円	549 円
	45 分以上	220	2,246 円	225 円	450 円	674 円

●身体介護と生活援助が混在する場合(身体介護の基本利用料に下の料金を加算)

生活援助と 身体介護が 混在する場合	生活援助 20 分以上	65	663 円	67 円	133 円	199 円
	生活援助 45 分以上	130	1,327 円	133 円	266 円	399 円
	生活援助 70 分以上	195	1,990 円	199 円	398 円	597 円

* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします

【その他加算】

		(単位数) 1 単位 10.21 円	費用額 (10 割)	利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割
初回加算	1 月につき	+200	2,042 円	205 円	409 円	613 円
緊急時訪問介護加算	1 回につき (身体介護について算定)	+100	1,021 円	103 円	205 円	307 円
生活機能向上連携 加算Ⅰ	1 月につき	+100	1,021 円	103 円	205 円	307 円
生活機能向上連携 加算Ⅱ	1 月につき	+200	2,042 円	205 円	409 円	613 円

- ※ 地域区分別、1単位の単価は熊谷市では7級地10.21円になります。
- ※ 基本使用料に対して、早朝(午前 6 時～午前 8 時)・夜間(午後 6 時～午後 10 時)帯は 25%増し、深夜(午後 10 時～午前 6 時)は 50%増しとなります。
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。上記単位数×200/100

(4) 交通費

通常の実施地域(埼玉県熊谷市内及び深谷市、東松山市、太田市、秩父市)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

※自動車を使用した場合の交通費

- 1 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道 10 キロメートル未満 500 円
- 2 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道 10 キロメートル以上 800 円

(5) キャンセル料

キャンセルの場合は、下記料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。
ただし、病変等やむを得ない事情がある場合は、いたしません。

(連絡先 電話 048-520-3880)

ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の当日ヘルパーが出向した場合	当該基本料金 10%

(6) 料金の支払方法

- ・毎月 15 日までに請求書を送付しますので、末日までにお支払いください。
- ・お支払頂きますと、領収書を発行します。
- ・支払方法は、銀行振込・口座引き落とし又は現金のいずれかをお選びください。

(7) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合。
サービスを終了する希望日の 1 週間前までに文書でお知らせください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合。
人員不足等やむを得ない事情でサービスの提供を終了させて頂く場合があります。
この場合、1 ヶ月前までに文書でお知らせします。
- ③ 自動終了
ア 利用者が介護保険施設に入院(入所)した場合。
イ 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
ウ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者が文書通知により即座にサービスを終了することが出来る場合。
ア 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
イ 当社が守秘義務に違反した場合。
ウ 当社が利用者や家族に対し、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
エ 当社が倒産した場合。
- ⑥ 当社が文書通知をすることにより即座にサービスを終了することが出来る場合。
ア 利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、その催告をしたにもかかわらず 10 日以内に料金が支払われない場合。
イ 利用者や家族が当社の従業員に対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

(8) 秘密保持

- ① 当社の従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報、決して第三者に漏らしません。退職した後も同様です。
- ② サービス担当者会議等においては、業務上必要があるので、個人情報を用いますので、あらかじめご了承ください。

(9) 緊急時の対応方法

- ① サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族介護支援専門員等へ連絡をいたします。

(10) 虐待防止のための取組

- ① 虐待の防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。
 - ・虐待防止に関する責任者 山中 あかね
- ② 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的開催しています。
- ③ 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

(11) 身体拘束等の適正化のための取組

- ① 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

(12) ハラスメントのための取組

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

1. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
2. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
3. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(13) 業務継続計画（BCP）の策定

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- ② 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的に実施するものとします。

- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(14) 感染症対策

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(15) 事故発生時の対応

- ① サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

(16) サービスについての苦情・相談窓口

当事業所 担当 管理者 山中 あかね	048-520-3880
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課	028-824-2568
大里広域市町村圏組合 介護保険課	048-501-1330
熊谷市 長寿いきがい課	048-524-1398
深谷市 長寿福祉課	048-574-8544
秩父市 高齢者介護課	0494-25-5205
東松山市 健康福祉部 介護高齢課	0493-21-1460
群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課	027-290-1323
太田市 介護サービス課	027-647-1856

(17) その他

お客様のお住まいでサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様の負担になります。

(18) サービス利用にあたっての留意事項

1. 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供

- ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の
水やり、犬の散歩等)
 - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具、電気器具等の移動等、
大掃除等)
2. 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
3. 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに
担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡
ください。

(19) 第三者評価の実施状況

なし

<事業者名> 特定非営利活動法人日本福祉ネットワーク
<事業所名> 訪問介護 まごの手 <指定事業者番号> 1173102664
<住 所> 埼玉県熊谷市石原185-3 <代表者名> 管理者 山中 あかね

説明者

㊞

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日 <利用者氏名>

㊞